

## 入所者の背景

事例	事例1	事例2	事例3	事例4
入所者の基本情報	70代、女性	80代、女性	70代、女性	70代、男性
	介護未申請	要介護1	介護未申請	身体障害者手帳1級、視力障害あり
	生活保護受給	年額年収 1,160,000円	年額年収 830,000円	生活保護受給
措置決定に至る経過	<p>子供と同居しており、家賃の支払いを子供にまかせていたが、家賃を支払っておらず、4日後には出て行かなければいけなくなった。子供からは今後は一緒に暮らせないと言われ、役所に相談。住む場所がなくなるが、経済的に次の居住を構えることもできず。養護老人ホームへの緊急入所となる。</p>	<p>要介護3のため、特別養護老人ホームに入所していたが、介護度が改善。介護度からも他の特養の入所は望ましくなく、また次回の更新で要支援の判定が出る可能性もあり、要支援となると退去となる。特例入所として、要介護1、2でかつ特別な事情があれば、特養への入所は継続できるが、収入から他施設への転居や住居を構えることも困難で、本人も現在の環境は気に入っていたことから、隣接する養護老人ホームへの入所となる。</p>	<p>夫からの虐待で、緊急一時入所で市内の施設で本人を保護していたが、夫が本人を探していることから、市外への転居が望ましいと判断。子供はいるものの同様に居場所が判明する可能性があること、本人も施設入所を希望していたため、市外の養護老人ホームへの入所となった。</p>	<p>本人は全盲で、妻と2人暮らしで、介護サービスを利用しながら、在宅生活を続けていたが、妻にも障害があり、震災以降在宅生活の不安が大きくなり、施設入所を考え始める。経済的にも盲養護老人ホームの入所希望があり、入所要件を満たしていると決定される。</p>

※措置については、個々の対象者の個別の事情を考慮して、入所する施設を決定している。